

介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における感染予防について (通知)

介護従事者の皆様におかれては、コロナ禍の厳しい状況が続く中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月23日に開催した鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部において、次のとおり、県民の皆様宛に「緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ」が発出されました。既に御承知のことと存じますが、改めて下記のとおり注意喚起しますので、御確認下さい。

「緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ」

- ・ 緊急事態宣言地域への往来は原則控えてください。
- ・ その他、感染拡大地域など県外との往来は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。
- ・ 県外の方との飲食は当面避けましょう。
- ・ やむを得ず往来される方は、屋外も含め短時間でも会話時にはマスクを着用し、「三密」の絶対回避など、感染予防を徹底しましょう。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本 (電話) 0857-26-7860

記

1 緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ等を踏まえた行動の徹底について

最近の感染事例では感染力の強い変異株が主流となっており、令和3年4月7日～同月13日の間の確認事例の感染経路は、家庭内感染：約45%、職場内感染：約20%、会食感染：約15%となっています。

施設内でのクラスターの発生を防止するためには、介護従事者が施設内にウイルスを持ち込まないことが最も重要です。今週から5月の連休が始まりますが、職場外であっても、介護従事者の皆様一人一人が、「緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ」等を踏まえた行動、感染予防の徹底をお願いします。

2 ガイドラインの再確認について

皆様の感染予防に係る努力により、令和3年1月以来、県内での高齢者施設におけるクラスターは発生していませんが、散発的ではあるものの、施設職員の感染事例が発生している状況です。ただ、最近の事例では、感染者が発生した場合であっても、日頃の感染予防の取組の徹底や、迅速な感染拡大防止対策を実施することにより、最小限度の範囲で感染拡大をくい止めることができている。

改めて、「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン(令和3年1月20日付第202000261457号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長)」を御確認いただき、感染予防に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度(高齢者施設)」の認証を取得していない介護事業所におかれては、取得を御検討いただきますようお願いいたします。(認証事業所数132事業所(令和3年4月26日現在))

(参考)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/module/595696.htm#moduleid595696>

新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1195856/guidelines2.pdf>

鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度(高齢者施設)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/295609.htm>